件　　名	愛媛県警察本部組織条例等の一部を改正する条例
主　管　課	警察本部警務課
根拠法令等	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年６月８日公布）

【改正の概要】

未決拘禁者等の適切な処遇、その権利義務の明確化、留置施設の設置の根拠、留置施設への代替収容等について規定が整備されたこと等に伴う規定整備

１　愛媛県警察本部組織条例の一部改正

（警務部の所掌事務）

第４条　警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(11)留置場に関すること。

↓

留置施設

２　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）

第 19 条　県警察に勤務する職員の特殊勤務手当は、この条例に別に定めるもののほか、県警察に所属する警部、警部補、巡査部長若しくは巡査である警察官若しくは警察官以外の職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(16)留置場等において収容者を看守する作業

↓　↓

留置施設等　被留置者

３　愛媛県行政手続条例の一部改正

（適用除外）

第３条　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章までの規定は、適用しない。

(6) 留置場（警察本部等に置かれる人を留置するための施設をいう。）において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導

↓　↓

留置施設　留置

施　行　日	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

【その他参考事項】　～法律改正の経緯～

・平成 17 年、受刑者の処遇について「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が成立。旧監獄法は「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」と改正され、未決拘禁者・死刑確定者の処遇についてのみ規定

・平成 18 年、未決拘禁者・死刑確定者の処遇についても「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」に統合され、題名は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改正（「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」は廃止）

・統合後の法律は、未決拘禁者等の処遇、留置施設の設置の根拠、留置施設視察委員会による留置業務管理者に対する意見具申制度などを規定